

平成 30 年度市・県民税の税制改正等について(お知らせ)

給与所得控除の見直し(上限額の引き下げ)

平成 26 年度税制改正において、給与所得控除の見直しがされ、給与所得控除の上限が適用される給与収入は、「平成 29 年分以後は 1,000 万円(控除額 220 万円)に引き下げる」とこととされました。

適用年度	現行	平成 30 年度(平成 29 年分)
上限額が適用される給与収入	1,200 万円	1,000 万円
給与所得控除の上限額	230 万円	220 万円

セルフメディケーション税制による医療費控除の特例

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)は、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成 29 年 1 月 1 日以降に、自己又は自己と生計を一にする親族に係るスイッチ OTC 医薬品(要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)を購入した際に、その年中に支払った合計額が 1 万 2 千円を超える部分の額(上限 8 万 8 千円)について、その年分の所得控除を受けることができる医療費控除の特例制度です。

※本特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除の適用を受けることができません。いずれか一方のみ、控除の適用を受けることができます。

特定一般用医薬品等購入費を支払ったとき(医療費控除の特例)【セルフメディケーション税制】(国税庁ホームページ)

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1129.htm>

医療費控除の明細書の添付義務化

平成 30 年度の個人住民税の申告(平成 29 年分の確定申告)から、医療費控除または医療費控除の特例を受ける際に「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示の必要はありません。ただし、平成 32 年度までは領収書の添付又は提示でも申告することができます。

また、医療保険者から交付を受けた医療費通知(原本)を添付すると医療費の明細を記入省略できます。(セルフメディケーション税制を除く)

医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。